

労働安全衛生規則の改正 平成 27 年 7 月 1 日より施行

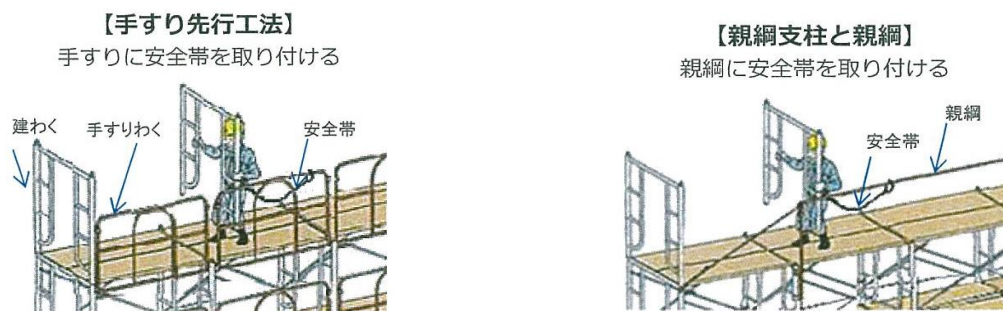
足場の組み立てなどの作業の墜落防止措置の充実

- (1) 足場材の緊結及び取り外しなど作業時の安全带取り付け設備の設置など「つり足場」「張り出し足場」など高さが **2 m 以上** の構造物の足場を組み立てや解体などの作業をする際には、下記の措置がいずれも必要となります。
- ① 困難な場合 (※) を除き、**幅 40 cm 以上** の作業床の設置が必要。
 - ② **安全帯を安全に取り付けるための設備**などを設置し、作業員に**安全帯を使用**させるか、これと同等以上の効果を有する措置を行う。

(※) 狭小地や昇降設備を設ける箇所に幅 40 cm 未満の作業床を設ける時、足場の組み立てなどの作業で幅 20 cm 以上の足場板を 2 枚交互に移動させながら作業を行うときを含む。

安全帯を安全に取り付けるために必要な設備 (安全帯取付設備について)

安全帯設備とは、安全帯を適切に着用した作業員が墜落しても、取り付けた設備が脱落することなく、衝突面などに達することを防ぎ、かつ、使用する安全帯の性能に応じて適当な位置に安全帯を取り付けることができるもの。このような要件を満たすように設計され、この要件を満たすように設置した「手すり」「手すりわく」「親綱」が含まれる。また、建わく、建地、手すりなどを、安全帯を安全に取り付けるための設備として利用する場合もあります。



※画像は厚生労働省 HP「足場からの墜落防止対策を強化します」より抜粋

- ▶ 墜落する危険を低減させるために「手すり先行法」を積極的な採用のお願い。

足場の一方の側面のみであっても、手すりを設けるなど作業員が墜落する危険を低減させるための措置を優先する。

(2) その他の墜落防止措置

高さが 2 m 以上 の構造の足場の組み立てや解体などを行う時は、(1) の措置に加えて次の措置が必要。

- ① 作業の時期、範囲と順序を作業に従事する作業員に周知させること。
 - ② 作業を行う区域内には、関係作業員以外の人の立ち入りを禁止する。
 - ③ 悪天候のため、作業を行うのに危険が予想される場合は、作業を中止する。
 - ④ 部材・工具などを上げ下げするときは、つり綱・つり袋など作業員に使用させること。
- 但し、部材や工具などの落下により、作業員に危険を及ぼすことがない場合 (※) は必要ない。

(※) 地上から部材などを手渡しするときなど。